

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成29年  
9月29日  
(金曜日)

## 目次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 二

管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課) ..... 五

管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課) ..... 五

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定 (二件) (厚政課) ..... 六

救急病院の認定 (医療政策課) ..... 六

○公告

契約の締結 (水産振興課) ..... 六



## 山口県告示第三百二十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十九年九月二十九日から同年十月十九日まで、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十九日

山口県知事 村岡嗣政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 武田薬品工業株式会社  
住 所 大阪市中央区道修町四丁目一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 武田薬品工業株式会社光工場  
所在地 光市大字光井四七二〇番地
- 三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 (m <sup>3</sup> /日)力	工事着手 年月日定	工事完成 年月日定	使用開始 年月日定	使用時間 隔りの使用 間
七一の二	〇・〇四	平成二九、 一〇、二〇	平成二九、 一〇、二〇	平成二九、 一〇、二〇	連 続 八 時 間 変 動 な し

備考 「七一の二イ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第七十一号の二の科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する洗浄施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )
	通 常	最 大	
七二の二一イ	七・五	八・七	一〇〇
備考	(一)の表の備考は、この表について準用する。		

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 ( $m^3$ /日)	処 理 の 方 式	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	季 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
動物排水処理設備	ステンレス製	九〇	生物処理	連続	二四時間	変動なし	(既設)		

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )
		処 理 前	処 理 後	
動物排水処理設備	水素イオン濃度 (水素指数)	七	〃	〃
		九・七	〃	〃
	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	一〇〇	一一	一一
		一一〇	二二・一	二二・一
	浮遊物質量 ( $mg/l$ )	二・八	〇・七	〇・七
		二・八	〇・七	〇・七
	動物油脂肪類 ( $mg/l$ )	検出せず	〃	〃
		一〇〇	一一〇	一一〇
	窒素	一〇〇	一一〇	一一〇
		一〇〇	一一〇	一一〇
	りん	一〇〇	一一〇	一一〇
		一〇〇	一一〇	一一〇

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値	排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )
七・九	七・五	六五・四七五
八・五	七・五	五、五五、三

山口県告示第三百二十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基

づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十九年九月二十九日から同年十月

十九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 新日鐵住金ステンレス株式会社

住 所 東京都千代田区丸の内一丁目八番二号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 新日鐵住金ステンレス株式会社製造本部光製造所

所在地 光市大字島田三四三四番地

三 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設

四 変更しようとする事項の内容

特定施設の使用方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	七 四		七 四		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	通 常 最 大	通 常 最 大	
備考 「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。	〃	七・六	〃	七・四	水素イオン濃度(水素指数)	〃	九、五八二
	〃	九、五	〃	八、五	化学的酸素要求量(mg/l)	〃	九、五八一
	〃	一・六	〃	七	浮遊物質量(mg/l)	〃	一三、六七二
	〃	一四・九	〃	二〇	窒素(mg/l)	〃	一三、六五七
	〃	一四	〃	一〇・六	リン(mg/l)	〃	〃
	〃	三六	〃	三〇	汚水等の一日当たりの量(m <sup>3</sup> )	〃	〃
	〃	五	〃	二〇		〃	〃
	〃	二〇	〃	六〇		〃	〃
	〃	〃	〃	〇・三		〃	〃
	〃	〇・六	〃	八		〃	〃

No. 3 排水口	No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水口		項目
			変更後	変更前	
〃	〃	〃	〃	七・四	水素イオン濃度 (水素指数)
〃	〃	〃	九〇・五	八・五	最大値
〃	〃	〃	一四・五	七	化学的酸素要求量 (mg/l)
〃	〃	〃	〃	二〇	最大値
〃	〃	〃	二二・五	一〇・六	浮遊物質 (mg/l)
〃	〃	〃	四〇	三〇	最大値
〃	〃	〃	〃	四・五	鉱油類 (mg/l)
〃	〃	〃	六〇	二〇	最大値
〃	〃	〃	一〇一	六〇	窒素 (mg/l)
〃	〃	〃	〇・四	〇・三	最大値
〃	〃	〃	〇・八	八	最大値
〃	一六、三六〇	〃	一〇、〇三二	一〇、一一五	排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
〃	一九、九八五	〃	一二、二五二	一四、六三九	最大値

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

〃		共同処理施設		種	
処理後		処理前		項目	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
〃	〃	〃	七・六	〃	七・四
〃	〃	〃	九〇・五	〃	八・五
〃	〃	〃	一一・六	〃	七
〃	〃	〃	一四・九	〃	二〇
〃	〃	〃	一四	〃	一〇・六
〃	〃	〃	三六	〃	三〇
〃	〃	〃	四・四	〃	四・五
〃	〃	〃	五	〃	二〇
〃	〃	〃	二〇	〃	六〇
〃	〃	〃	〃	〃	〇・三
〃	〃	〃	〇・六	〃	八
六、五八二	六、五七四	六、五八二	六、五七四	〃	一〇、一一五
九、五八九	九、五八一	九、五八九	九、五八一	一三、六七二	一三、六五七

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

No.10 排水口		No. 9 排水口		No. 8 排水口		No. 7 排水口		No. 5 排水口		No. 4 排水口	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
〃	六・二	〃	八	〃	〃	〃	八・二	〃	〃	〃	七・五
〃	八・五 五・五	〃	九・五	〃	〃	〃	八・五 七	〃	九・五	〃	八・五 五
〃	二	〃	一〇	〃	〃	〃	二	〃	一・六	〃	一・一
〃	五	〃	二〇	〃	〃	〃	三	〃	一四・九	〃	一六
〃	一	〃	四〇	〃	〃	〃	四	〃	一四	〃	一六・九
〃	五	〃	四〇	〃	〃	〃	九	〃	三六	〃	〃
〃	〇・五	〃	五	〃	〃	〃	検出せず	〃	四・四	〃	三・八
〃	三	〃	五	〃	〃	〃	二	〃	五	〃	二五
〃	〃	〃	一〇	〃	〃	〃	四	〃	二〇	〃	六〇
〃	〇・二	〃	一	〃	〃	〃	〇・二	〃	〇・三	〃	〃
〃	〇・四	〃	二	〃	〃	〃	〇・四	〃	〇・六	〃	〇・七
〃	二二〇	〃	一	〃	一七六、八八〇	〃	一七五、二〇〇	六、五八二	六、五七四	〃	一八、一〇〇
〃	二二〇	〃	四三〇、〇〇〇	〃	一七八、五六〇	〃	一七五、二〇〇	九、八九七	九、八八九	〃	二五、四四一

**山口県告示第三百二十九号**

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定により、次の講習会を管理理容師資格認定講習会として指定した。

平成二十九年九月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 講習会の主催者

名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター  
所在地 東京都江東区有明三丁目七番二六号

二 講習会の開催期間

平成三十年二月十九日（月曜日）から同年三月十二日（月曜日）まで

三 講習会の開催場所

四 講習会の受講料

一万八千円

山口市吉敷下東三丁目一番一号 山口県総合保健会館

**山口県告示第三百四十号**

美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定により、次の講習会を管理美容師資格認定講習会として指定した。

平成二十九年九月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 講習会の主催者

名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター



五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

サンセイ株式会社 大阪市淀川区西宮原一丁目六番二号

六 落札金額

二千七百万円

七 入札公告日

平成二十九年七月十四日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

購入等

(三) 落札方式

最低価格

一 事務を担当する課の名称及び所在地

農林水産部水産振興課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る特定役務の名称及び数量

漁業取締船せきしょうの中間検査業務(機関部) 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十九年八月二十二日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

富永物産株式会社 東京都中央区日本橋本町三丁目六番二号

六 落札金額

千六百七十四万円

七 入札公告日

平成二十九年七月十四日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

購入等

(三)

落札方式  
最低価格

平成二十九年九月二十九日印刷

発行人所

山口県知事